

公 示

(令和6年度鶴見川湿地環境保全再生業務について)

次のとおり公示します。

令和6年4月12日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛

1. 公示の概要等

(1) 公示の目的

河川法第99条に基づき、令和6年度鶴見川湿地環境保全再生業務の委託に関し、実施団体等を選定することを目的とする。

(2) 委託の内容

本業務は、鶴見川におけるワンド等湿地において、特定外来生物（アレチウリ）の繁茂状況調査及び防除、並びに在来植生（ノカンゾウ等）の移植及び回復状況調査等を行うもので、湿地環境の保全及び再生、並びに環境学習の場の保全を行うものである。

本業務の実施場所は、鶴見川水系鶴見川直轄区間のうち、以下のとおりとする。

①横浜市港北区新羽町地先

新羽橋から新羽ポンプ場汚水圧送管橋の間（鶴見川左岸11k付近から11.8k付近）

新羽ポンプ場汚水発送管橋から80m（鶴見川左岸11.8k付近から11.9k付近）

(3) 委託期間

契約締結の翌日～令和7年1月31日まで

(4) 本業務の受託を希望する団体等は、資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料をもとに資格審査を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす団体等が複数有る場合は、委託内容を分割して委託するものとする。

(7) 委託業務契約については、(5)の選定の後、委託者、受託者で協議を行い、契約を締結するものとする。

2. 資格要件

本業務の対象となる団体等は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。詳細は、説明書による。

(3) 鶴見川流域において、直近過去5年間にわたり特定外来生物（植物）駆除の実績があり、かつ、当該委託業務の実施体制があること。詳細は、説明書による。

(4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 本委託に関する手続等

(1) 担当部局

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目18-1
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 経理課
TEL 045-503-4002
FAX 045-503-4003
Eメール ktr-keihia31@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 : 令和6年4月12日(金)から令和6年4月26日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。(ただし、最終日は16時00分まで。)
- ②交付方法 : 交付を希望する者に対しては、電子メールにてデータ交付を行うので、上記(1)にその旨の事前連絡を行い、電子メールで交付を依頼すること。(CD-R等の記録媒体及び紙面による交付は行わない)
なお、上記の事前連絡を行わず、電子メールのみで交付依頼を行った場合、データ交付を受けられない恐れがあるため、必ず事前連絡を行うこと。
(特に交付期間終了間際は注意)

(3) 申請資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 : 令和6年4月12日(金)から令和6年4月26日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。(ただし、最終日は16時00分まで。)
- ②提出先 : 上記3.(1)に同じ。
- ③提出方法 : 持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着。)により提出すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は、「説明書」による。